

平成 17 年度地下水質モニタリングのあり方に関する検討会の 設置について

1. 検討会設置の趣旨

都道府県知事は、水質汚濁防止法第 15 条に基づき、地下水の水質汚濁の状況を常時監視することとされている。

従来、地方公共団体が行う地下水質モニタリングに当たっては国庫補助を行ってきたところであるが、三位一体の改革に伴い、平成 17 年度予算において補助金は廃止となり、その原資については地方公共団体に税源移譲されることとなった。一方、この決定にあたり、「補助負担金の廃止・縮減によって移譲された事務事業については、地方公共団体の裁量を活かしながら確実に執行されることを担保する仕組みを検討する」こととされている。

こうした背景を踏まえ、環境保全上望ましい地下水質モニタリングの水準を改めて検討し、こうした水準を地方公共団体の裁量を活かしながら確保する方策について取りまとめることを目的として、本検討会を開催する。

2. 検討会の検討内容

以下の項目について整理・検討し、今後の地下水質モニタリングのあり方について総合的に検討する。

- ・地下水質モニタリングの方法・水準に関する国の基準等の現状
- ・各都道府県測定計画の現状及び課題
- ・汚染判明後の対応（汚染範囲確定・原因究明等）状況に関する課題
- ・望ましいモニタリング体制の評価指標
- ・その他、モニタリングに関する中期的課題等

(参考)

平成 17 年度地下水質モニタリングのあり方に関する検討会 設置要領

平成 17 年 4 月 8 日
環境省環境管理局水環境部

1 . 目的

水質汚濁防止法第 15 条に基づき都道府県知事が実施する地下水質の常時監視に当たって求められる要件等に関する検討を行うため、平成 17 年度地下水質モニタリングのあり方に関する検討会（以下「検討会」という）を設置する。

2 . 検討事項

地下水質の常時監視を行うに当たり、環境保全上望ましい調査頻度や地点・項目の選定方法等の要件に関すること。

地下水質の常時監視結果を受けて地方公共団体が行うべき対応に関すること。

3 . 構成

(1) 検討会は、地下水汚染に関する学識経験者等の中から、環境省環境管理局水環境部長が委嘱する者をもって構成する。

(2) 検討会において、特別な事項を検討する必要がある場合には、必要に応じ、検討事項に関係のある者と座長の了解を得た上で、臨時検討員や参考人として出席させることができる。

(3) 検討会には、必要に応じ、分科会を置くことができる。

4 . 座長

(1) 検討会には座長を置き、検討員の互選によってこれを定める。

(2) 座長は、検討会の議事運営に当たる。

(3) 座長に事故のあるときには、座長があらかじめ指名する検討員がその職務を代行する。

5 . 庶務

検討会の庶務は、環境省環境管理局水環境部土壤環境課地下水・地盤環境室において行う。

会議の公開方針(案)

1 会議の公開について

本検討会原則として公開するものとする。ただし、公開することにより、公正かつ中立な検討に著しい支障を及ぼすおそれがある場合又は特定の者に不当な利益若しくは不利益をもたらすおそれがある場合には、座長は、検討会を非公開とすることができる。

座長は、会議の公開に当たり、会議の円滑かつ静穏な進行を確保する観点から、傍聴者の入室について、人数の制限その他必要な制限を課することができる。

2 会議資料等の公開について

公開した検討会の会議資料は、原則として公開するものとする。

公開した検討会の議事要旨は、原則として公開するものとする。

本検討会で取りまとめた検討結果は、公開するものとする。

公開した検討会の会議資料及び議事要旨並びに検討結果は、環境省ホームページへの掲載等により公開するものとする。